

平成30年度 事務事業評価シート(詳細) ※平成29年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	エコストア・エコオフィス認定制度									
担当部署	環境部	資源循環推進課	事業コード	19						
所属長	飯野 英一		事業区分	ソフト事業						
予算事業名	ごみ減量等推進		新規・継続	継続						
予算事業コード	会計	10	款	04	項	02	目	01	事業開始年度	平成10年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等(Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)		法令による実施義務	義務ではない
施策		根拠となる法令	なし
取組施策		その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市エコストア・エコオフィス等認定制度実施要綱
関連事業	なし		

2. 事業の目的と概要(Plan)

実施主体	市実施(直営)
対象(誰・何を対象に)	事業者
目的(対象をどのようにしたいか)	環境にやさしい事業者として認定することで、企業のイメージアップ及びより一層の環境配慮活動の推進につなげる。
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	環境に配慮した活動を行っている事業者を、エコストアまたはエコオフィスに認定し、更には積極的に環境配慮活動を行っている事業者については、ゴールドエコストアまたはゴールドエコオフィスとして認定する。認定された事業者に対しては、認定証等を交付するとともに、川越市ホームページにおいて環境にやさしい事業者として掲載する。

3. 前年度に立てた計画(Plan)

随時、環境にやさしい事業者を認定する。
---------------------

4. 取組実績(Do)

【平成29年度実績】
エコストア 84件
エコオフィス 48件
ゴールドエコストア 6件
ゴールドエコオフィス 29件

5. 実施にかかるコスト(Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部	27年度	28年度	29年度	30年度(見込額)	備考
人件費 A	367	368	368	368	
正規職員(1年間の従事人数)	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人	
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費 B	0	0	0	0	
総支出(A+B)	367	368	368	368	

(2) 収入の部

国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料・手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	367	368	368	368	
総収入	367	368	368	368	

## 6. 指標による分析 (Check)

### (1) 活動指標

評価指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
認定制度PR回数	件	1.0	1.0	1.0	1.0	367.50
指標の定義・説明	多量排出事業者への研修会の際に、認定制度の内容を説明した回数。					367.50
						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!

### (2) 成果指標

評価指標	単位	27年度	28年度	29年度	30年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
認定件数	件	182.0	175.0	(目標) 前年度以上 (実績) 167.0	167.0	年度	2.20
指標の定義・説明	環境にやさしい事業者として認定された件数						2.10
				(目標)		年度	#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

## 7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	B	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか 民間では、実施していないため、市が実施する必要がある。
有効性	B	施策の目標の達成に貢献しているか 具体的な数値は把握していないが、環境にやさしい事業者の活動が、ごみ減量の一因に寄与しているものと考えられる。
達成度	C	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか 活動指標である「認定制度PR回数」は、予定どおり実施できた。 成果指標である「認定件数」は、平成28年度と比較し29年度は、約4.5%減の167件であったが、概ね良好に推移しているものとする。(評価「C」となっているのは、当初の評価時において平成29年度実績値が集計中であり、正確な評価ができなかったため)
効率性	A	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか 市自らが行うべきものであり、最小限の人員で行っている。
総合評価	C	事業者の環境配慮活動を促進するため、当該事業は必要と考えるが、年々認定件数が減っており、環境にやさしい事業者を増やすための方策を検討する必要がある。

## 8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の方向性	改善
30年度	市ホームページ等による認定制度の周知徹底、多量排出事業者に対する認定制度の案内等により、エコストア・エコオフィスの認定事業者数の推進を図る。
31年度	平成30年度の状況を踏まえて検討する。

## 【参考】

### (1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

坂戸市(エコショップ)、吉川市(エコショップ)、羽生市(ごみ減量協力店協力事業者)など

### (2) これまでの見直しや改善等の経過

--

<補足資料>

エコストア・エコオフィス認定制度の概要

1 制度の内容

ごみの減量・資源化や地球にやさしい事業活動などを積極的に行っている事業者を「エコストア・エコオフィス」に認定する制度で、資源の循環型社会の構築を推進し、地球環境の保全を図ることを目的としています。

認定されると認定証と認定板が授与され、掲示するなど市民に環境にやさしいお店や事業所であることがPRでき、イメージアップを図ることができます。

また、エコストア・エコオフィスよりさらに積極的に環境問題に取り組んでいる事業者は「ゴールドエコストア・エコオフィス」として認定をしています。

2 制度の経緯

平成10年1月12日	要綱を作成
平成10年3月12日	申請受付開始
平成10年4月15日	エコストア・エコオフィス認定開始
平成10年度認定件数	エコストア 101件 エコオフィス 49件

以後、随時申請を受付し、四半期ごとに認定をする。

平成12年4月15日	ゴールドエコストア・エコオフィス認定開始
平成12年度認定件数	ゴールドエコストア 7件 ゴールドエコオフィス 5件

3 過去5年の認定件数状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
エコストア	100	100	95	91	84
エコオフィス	56 新規3	55	52 新規3	49	48
ゴールド エコストア	7	7	6	6 新規1	6
ゴールド エコオフィス	29	30 新規1	29	29	29
合計数	192	192	182	175	167

#### 4 過去5年間の事業費

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
0円	0円	0円	0円	0円

#### 5 認定方法

- ① 事業者より申請書を提出してもらいます。
- ② 市は、事業所を訪問し申請内容について実際に行っているかを確認、聴取を行います。認定基準（P6、P7参照）を審査し、基準を満たしていれば認定証及び認定板を授与します。
- ③ 認定期間は2年間となり、更新手続きをしてもらうことによって引き続き認定をします。更新の際は、事業所には訪問せず、申請書に基づき認定をします。

#### 6 市の制度のPR

- ① 市ホームページに事業者名を掲載します。
- ② 事業者向け研修会で制度の内容を説明します。
- ③ 環境プラザ「つばさ館」で一部の事業所について紹介します。

#### 7 認定板



#### 8 認定事業者のPR例（岩堀建設工業株式会社ホームページより抜粋）



9 同様の他市制度の実施状況（川越市資源循環推進課調べ H30）

① 埼玉県内 7市（川越市含む）

市町村名	名称	認定数
熊谷市	エコショップ	15
川口市	エコリサイクルショップ	33
羽生市	ごみ減量協力店・協力事業者	24
新座市	ごみ減量再資源化協力店	25
坂戸市	エコショップ	50
吉川市	エコ・ショップ	41

その他  
 ・埼玉県 彩の国エコぐるめ協力店制度  
 ・所沢市 食品ロスゼロのまち協力店制度

② 中核市 21市（川越市、川口市含む）

市町村名	名称	認定数
函館市	ごみ減量・再資源化優良店	34※
旭川市	あさひかわエコショップ	67
秋田市	優良事業者（表彰制度）	5
宇都宮市	エコショップ	15※
柏市	3R推進事業者、3R推進店	30
八王子市	エコショップ	105
大津市	環境管理実施事業所	7
豊中市	エコショップ	119
高槻市	エコショップ	41
枚方市	エコショップ	19
明石市	スリム・リサイクル宣言店	22
西宮市	ごみの減量化再資源化宣言店	146
福山市	エコショップ	83
高松市	地球にやさしいオフィス、ショップ	165※
高知市	こうちエコ・ニコ商店街	39
長崎市	廃棄物減量化推進店	112
大分市	エコショップ	68
宮崎市	みやざきエコアクション認定事業者	121
鹿児島市	鹿児島市環境管理事業所	492

※市内複数の同じコンビニチェーン、スーパーマーケットチェーン等はまとめて認定数1としてカウントしている。

## 10 要綱

### 川越市エコストア・エコオフィス等認定制度実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、事業活動においてごみの減量化・資源化等、環境に配慮した活動を行っている事業者を、エコストア・エコオフィス等として認定することにより、顧客に対して環境にやさしい生活活動へ誘導し、資源の循環型社会の構築及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) エコストア ごみの減量化、再生資源の利用の促進その他の環境への負荷の低減を積極的に推進している店舗で、第4条の認定を受けたものをいう。

(2) エコオフィス ごみの減量化、再生資源の利用の促進その他の環境への負荷の低減を積極的に推進している事務所で、第4条の認定を受けたものをいう。

#### (対象者)

第3条 エコストア・エコオフィス等の認定の対象者は、市内に店舗、事務所又は事業所を有する事業者とする。

#### (認定)

第4条 エコストア又はエコオフィスの認定を受けようとする事業者は、エコストア等認定申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。事業者に変更があったとき又は再認定を受けようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合には、その申請を審査し、店舗については別表第1項各号に掲げる要件、事務所については別表第2項各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該申請をした事業者をそれぞれエコストア又はエコオフィスに認定することができる。

3 市長は、前項の規定によりエコストア又はエコオフィスの認定を受けた事業者に、エコストア・エコオフィス認定証(様式第2号)及びエコストア・エコオフィス認定表示板(様式第3号)を交付するものとする。

#### (ゴールドエコストア・ゴールドエコオフィス)

第5条 エコストア又はエコオフィスの認定を受けた日から2年を経過した事業者のうち、ゴールドエコストア又はゴールドエコオフィスの認定を受けようとするものは、ゴールドエコストア等認定申請書(様式第4号)により、市長に申請しなければならない。事業者に変更があったとき又は再認定を受けようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合には、その申請を審査し、エコストアについては別表第3項に掲げる要件を満たしているときはゴールドエコストアに、エコオフィスについては別表第4項に掲げる要件を満たしているときはゴールドエコオフィスに認定することができる。

3 市長は、前項の規定によりゴールドエコストア又はゴールドエコオフィスの認定を受け

た事業者は、ゴールドエコストア・ゴールドエコオフィス認定証（様式第5号）及びゴールドエコストア・ゴールドエコオフィス認定表示板（様式第6号）を交付するものとする。

（認定の期間）

第6条 前2条による認定の期間は、認定の日から2年間とする。ただし、再認定を妨げない。

（認定店等）

第7条 第4条及び第5条の規定により認定を受けた事業者（以下「認定店等」という。）は、認定後に市が作成したエコストア又はエコオフィスのマークを広告等に用いることができる。

2 認定店等は、第1条の目的を達成するために、ごみの減量化・資源化等に積極的に取り組まなければならない。

3 認定店等は、第4条及び第5条の規定により交付された認定証及び認定表示板を他に譲渡することができない。

（認定の取消）

第8条 市長は、認定店等が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条及び第5条に基づく認定を取り消すことができる。

(1) 認定項目に反する行為を行ったとき。

(2) 第4条及び第5条の規定により交付された認定証及び認定表示板を交付の目的以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が適当でないと認めた行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定による取消を行うときは、エコストア等認定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 認定店等は、第1項により認定を取り消されたときは、市長に対して速やかにエコストア・エコオフィス認定証・認定表示板及びゴールドエコストア・ゴールドエコオフィス認定証・認定表示板を返還しなければならない。次条により認定を辞退するときも、同様とする。

（認定の辞退）

第9条 第4条及び第5条の認定を辞退しようとする事業者は、市長にエコストア等認定辞退届（様式第8号）を提出しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 エコストア

次の各号に適合する事業者

(1) ごみの減量に関して、次に掲げる事項を1つ以上実施していること。

- ア 簡易包装の推進
- イ トレイの使用の自粛
- ウ 買い物袋等持参の奨励
- エ はかり売りの推進
- オ 商品販売時の下取り等の実施
- カ 使い捨て容器の商品販売の自粛
- キ 詰め替え商品の販売促進
- ク その他創意工夫によるごみの減量化の推進

(2) ごみのリサイクルに関して、次に掲げる事項を1つ以上実施していること。

- ア ビン・缶・牛乳パック・トレイ・古紙・乾電池等の店頭回収
- イ 広告ちらし、事務用紙等の再生紙の利用促進
- ウ 再利用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用
- エ 拠点回収への協力
- オ その他創意工夫によるごみの資源化の推進

(3) ごみの減量化・資源化等への啓発活動に関して、次に掲げる事項を1つ以上実施していること。

- ア エコマーク商品等環境にやさしい商品の販売促進
- イ 白色半透明・無色透明袋以外の袋の販売（景品含む）の自粛
- ウ 顧客に対するごみの資源化・減量化の情報提供
- エ 地域活動（リサイクル等）の協力及び情報提供
- オ 従業員に対する環境教育等の実施
- カ 取引先への環境保全等に関する働きかけ
- キ その他創意工夫によるごみの減量化・資源化等への啓発活動

(4) 地球環境の保全に関して、次に掲げる事項を1つ以上実施していること。

- ア 廃棄物（委託分）の適正な処理の確認
- イ 省エネルギー・節電・新エネルギー（太陽光発電等）の実施
- ウ 雨水利用・雨水の地下浸透等の実施
- エ オゾン層を破壊する特定フロン等の削減・全廃
- オ 事業を行う際に環境活動評価プログラムを実施し、これに基づいて環境保全のための適切な対策の実施
- カ 建築物に関して環境負荷が少なくなる工夫の実施
- キ その他創意工夫による環境保全の推進

## 2 エコオフィス

- (1) ごみの減量に関して、次に掲げる事項を1つ以上実施していること。
  - ア オフィス内でのごみの分別の徹底
  - イ 使い捨て製品使用の自粛
  - ウ その他創意工夫によるごみの減量化の推進
- (2) ごみのリサイクルに関して、次に掲げる事項を1つ以上実施していること。
  - ア 広告チラシ、事務用紙等の再生紙の利用促進
  - イ 再利用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用
  - ウ 拠点回収への協力
  - エ その他創意工夫によるごみの資源化の推進
- (3) ごみの減量化・資源化等への啓発活動に関して、次に掲げる事項を1つ以上実施していること。
  - ア 顧客に対するごみの資源化・減量化の情報提供
  - イ 地域活動（リサイクル等）の協力及び情報提供
  - ウ 従業員に対する環境教育等の実施
  - エ 取引先への環境保全等に関する働きかけ
  - オ その他創意工夫によるごみの減量化・資源化等への啓発活動
- (4) 地球環境の保全に関して、次に掲げる事項を1つ以上実施していること。
  - ア 廃棄物（委託分）の適正な処理の確認
  - イ 省エネルギー・節電・新エネルギー（太陽光発電等）の実施
  - ウ 雨水利用・雨水の地下浸透等の実施
  - エ オゾン層を破壊する特定フロン等の削減・全廃
  - オ 事業を行う際に環境活動評価プログラムを実施し、これに基づいて環境保全のための適切な対策の実施
  - カ 建築物に関して環境負荷が少なくなる工夫の実施
  - キ その他創意工夫による環境保全の推進

## 3 ゴールドエコストア

第1項各号に適合する事業者であり、かつ、第1項各号に掲げるすべての事項のうち、7割以上の事項を実施しているもの又は2回以上エコストアの認定を受けている事業者で、第1条の目的の達成のために積極的に活動していると市長が特に認めたもの

## 4 ゴールドエコオフィス

第2項各号に適合する事業者でありかつ第2項各号に掲げるすべての事項のうち、6割以上の事項を実施しているもの又は2回以上エコオフィスの認定を受けている事業者で、第1条の目的の達成のために積極的に活動していると市長が特に認めたもの

## 【参考】 川越市エコストア・エコオフィス ホームページ抜粋

地球にやさしいエコストア・エコオフィスについて/川越市



音声読み上げ・文字拡大 Foreign Language サイトマップ



現在のページ [トップページ](#) [事業者向け](#) [環境](#) 地球にやさしいエコストア・エコオフィスについて

### 地球にやさしいエコストア・エコオフィスについて

最終更新日：2015年1月3日

#### エコストア・エコオフィスとは

例えば、簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っているお店や事業所のことです。認定事業者には、認定証と認定板が交付され、環境にやさしい事業者であると示すことができます。事業者のみなさんとともに資源循環型社会の構築及び地球環境の保全を図ることを目的としています。

#### ちょっと気をつければ、私たちもできる地球にやさしい行動とは

- 買い物袋を持参して、レジ袋は断る。また、過剰包装も断る。
- 使い捨て商品をやめて、詰め替えができる商品を購入する。
- 紙製品（ノートやトイレトーパーなど）は再生品のものを購入する。
- かんやペットボトルの飲料よりびんのものを選ぶ。
- ちょっとした買い物には車を使わず、自転車を利用する。
- ごみの分別をきちんと行う。
- 家電製品や家具など修理すれば使用可能なものは修理し、すぐ新品に取り替えない。



など、まだまだ沢山あるはずです。  
このエコストア・エコオフィスを積極的に利用して、皆さんもエコ市民を目指しましょう。



#### 事業者の皆さんへ

##### 申請方法

案内パンフレット及び申請書が環境部資源循環推進課（川越市鯨井782-3川越市資源化センター1階）にあります（下記関連情報よりダウンロード可能）ので、必要事項を記入して提出してください。手数料等の費用は一切かかりません。提出後、市が審査し、認定されると認定証と認定板を交付します。

##### 更新

2年毎に更新手続きがあります。また、更新時に一定の基準を満たしていれば、ゴールドエコストア・ゴールドエコオフィスにステップアップすることができます。

下記の関連情報から市内の認定事業者をご覧ください。

#### リンク

[環境ラベルの紹介（環境省ホームページ）（外部サイト）](#)

#### 関連情報

[エコストア等認定申請書](#)

[ゴールドエコストア](#)

[ゴールドエコオフィス](#)

[エコストア](#)

[エコオフィス](#)

#### ダウンロード